

---

## 6 實現化方策

---

## 6-1 まちづくりの体制づくりに向けて

市民ニーズや価値観の多様化、複雑化が進むなか、まちづくりにおいても行政だけでは地域の課題にきめ細かに対応することが困難になっています。安心して暮らし続けられる生活環境や魅力と活力があふれるまちを築くためには、地域の特性を活かしたまちづくりや、地域を知り、地域に愛着を持つ市民の参画によるまちづくりが求められています。

このことから、行政は様々な行政課題に対して計画的かつ効率的な行政運営を進める一方、市民と行政が信頼関係を持ちながら、適切な役割分担のもと、市民参画・協働を進めるとともに地域コミュニティ活動の充実を支援し、地域と行政、双方の体制づくりを進めます。

### (1) 市民参画・協働の推進

本市ではこれまで各種委員会や審議会等を通じた市民参画による都市計画等の策定に努めているほか、パブリックコメント（市民意見の公募手続き）制度を導入して市民の意見を聴き、反映する機会を設けるように努めています。

また、市民の市政への参画や地域での活動を支援するためのICT（情報通信技術の略）利用方針を確立し、市民が行政に関して、直接、提案や提言できる機会を設けるように努めています。

今後においても、情報の公開を徹底し、市民が日常的にまちづくりに関心を持つことができる基盤づくりを進めるとともに、まちづくりへの市民の参画の機会を増やし、市民の意見をまちづくりに活かしていく必要があります。

#### ①市民参画の推進

都市計画やまちづくり計画の策定においては、策定委員会やワークショップ（参加者の意見交換と共同作業による学習会）等の市民が参画できる機会を設け、決定にあたってはパブリックコメントなどの実施により、広く市民の意見を募るとともに、市民の意見が反映されるように努めます。

#### ②協働体制の構築

地域活性化のための住民自治組織や自治活動団体などの地域の地縁組織・団体と連携し、地域における課題の解決やまちづくりについて、市民と共に考える仕組みづくりを検討します。

多様な市民ニーズや地域の課題に対応していくNPO活動やボランティア活動を支援し、市民がまちづくり活動に活躍できる環境を整えるよう努めます。

また、地域における課題の解決を目的とする市民のまちづくり活動や、市民提案型の市民協働によるまちづくり事業への助成制度について検討します。

## (2) 地域コミュニティ活動の支援

本市は「地域活性化のための自治活動団体の育成に関する条例」を定め、地域の特徴を活かした活動及び住民の需要を満たすための活動を、自主的に実施する自治活動団体を育成することを目指しています。

しかし、全国的な人口の減少、高齢化社会の進行による地域リーダーの高齢化や後継者不足の問題、また、価値観の多様化や人口移動等に伴い地域のつながりの希薄化等がみられ、地域コミュニティの活性化等が課題となっています。

### ①住民自治組織の活動支援と再構築

まちづくりのための自治活動団体を中心に、基本的には地域内連携強化の方向で検討を進め、各地域での住民自治組織の再構築に取り組みます。

交流事業や文化・伝統芸能など、地域が主体となって行っているまちづくり活動等への支援を推進します。

### ②地域と行政との協働推進

市民によるまちづくりに関する提案について、地域の個性に応じた土地利用や建築物利用の規制・誘導を目標とする地区計画等の都市計画制度を「都市計画提案制度」に基づき適用することなどにより、まちづくりに活かすことを検討します。

#### 【参考：都市計画提案制度について】

- ・「都市計画の決定等の提案」(都市計画法第21条の2)を土地所有者等やまちづくり法人等が一定の要件を満たしている場合に可能です。
- ・これまでの都市計画は行政主導で行われてきましたが、この制度を運用することにより、市民の皆さんの主体的なまちづくりを実現することができます。

#### ＜提案できる都市計画＞

- ・南国市が決定権限を有するすべての都市計画について可能です。  
⇒南国市都市計画審議会が提案内容を審議して採用又は不採用を決定します。
- ・高知県が決定権限を有する都市計画については、県に提案していただくこととなります。(ただし、高知広域都市計画区域マスタープランは対象となりません。)

## (3) 行政の取組み

まちづくりや地域活性化のために、市民と行政が市や地域の現状と将来像について共有できるよう、行政情報を積極的に公開・提供しながら、多様な住民参画・協働の仕組みをつくりあげていく必要があります。

また、行政サービスに対する需要は多様化・高度化する一方で、市の財政は一貫して厳しい状況です。こうした状況のもとで、行政需要に対応していくためには、行政評価等の制度の活用や高度なニーズに応える人材の育成、組織体制のスリム化など、継続的に改革を進めていかなければなりません。

### ①情報公開と広報公聴の充実

市広報紙は市民の視点に立った記事を掲載し、市民への情報発信としての広報紙の発

行に努め、市民が見やすく、読みたくなるような紙面の充実に努めます。また、スマートフォンに対応したページを構築するなど、市ホームページの充実に努めます。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の1つである公式フェイスブックの更新頻度を上げることや、記事内容の多様化を図ることで、閲覧者数を増やすとともに、災害時における情報発信・収集の有効な手段として活用を図ります。

## ②行政改革の推進

まちづくりの施策を効率的かつ効果的に実現するため、施策についての評価及び進捗管理を行うとともに、行政評価のあり方を常に検証し、PDCAサイクル（計画→実行→評価→改善の4段階の繰り返しより、計画や施策を継続的に改善すること）の観点から見直しを行い、実効性のある施策の実現に努めます。

## ③民間活力の導入

これからのまちづくりにおいては、多様化・高度化する市民ニーズに対応し、効率的・効果的なまちづくりや生活サービスの提供を図るため、民間の活力を積極的に取り入れて民間の資金やノウハウを活用するとともに行政の負担軽減などを図り、官民連携によるまちづくりを促進します。

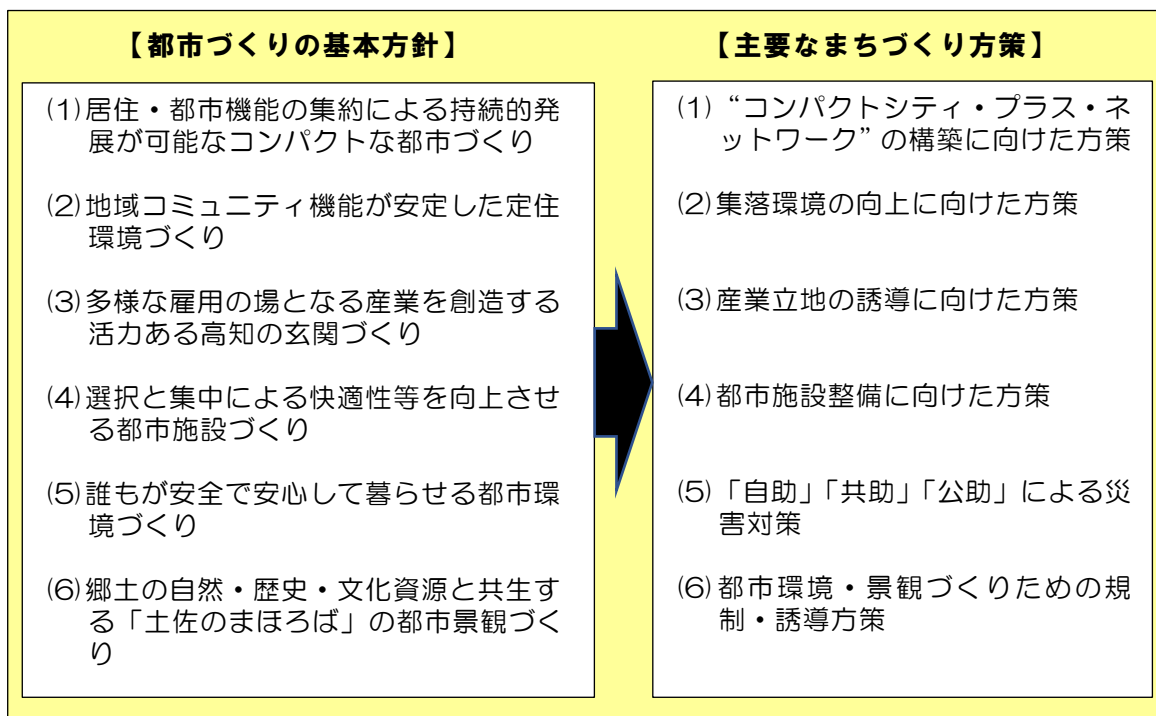
## ④広域連携の推進

本市及び周辺自治体のまちづくりの状況を踏まえた上で、公共施設などの整備や施設利用及び運営に対してハード・ソフト両面にわたり広域的な連携を推進することにより、施設整備などにおける投資や維持・運営面での効率化を図ります。

## 6-2 主要なまちづくり方策

本計画において下記の6つの「都市づくりの基本方針」を定めています。

ここでは、これらの「都市づくりの基本方針」を実現するうえで根幹となる主要なまちづくり方策について整理します。



### (1) “コンパクトシティ・プラス・ネットワーク”の構築に向けた方策

本市は、全国と同様に人口減少や少子高齢化に伴う市街地の空洞化や生活サービス機能の低下、また地域活力の低下等の課題が懸念されています。このことから、南国市立地適正化計画を策定し、「高齢者など誰もが、住み慣れた郷土で、いつまでも安全で心豊かに暮らし続けることができるまち“なんこく”づくり」に取り組むこととしています。

この計画に基づき、いつまでも暮らしやすいまち“コンパクトシティ・プラス・ネットワーク”の構築を図ります。

#### 1) 南国市役所周辺等の都市機能誘導区域における整備方策

##### ①南国市立地適正化計画に基づく「届出」制の活用による都市機能の集積

南国市役所周辺の都市機能誘導区域において、子育て支援や高齢者福祉を中心として、医療、福祉、商業、文化、行政等の都市機能の集積を図ることを方針とし、誘導施設（病院、スーパーマーケット、銀行、図書館、地域交流センター、まちおこしセンター）を定めています。

また、緑ヶ丘周辺の都市機能誘導区域において、既存の保育施設、教育施設、商業施設の保全、機能充実とともに高齢者福祉施設、文化施設の立地や再配置を検討し、生活サービス施設の充実を図ることを方針とし、誘導施設（スーパーマーケット、金融施設）を定めています。

これらの誘導施設に対しては、都市機能誘導区域外での建設等について届出が義務づけられており、この届出制を活用して動向を把握するとともに都市機能誘導区域への立地を誘導します。

#### ②国の支援を受けて取り組む生活サービス施設の整備

国の補助事業である都市再構築戦略事業により、教育文化施設（図書館）の移転整備、まちおこしセンター、地域交流センターの整備を実施します。また、今後も国の支援事業等の導入を必要に応じて検討します。

#### ③中心拠点の都市空間の整備

都市再構築戦略事業等により、JR後免駅や南国市役所周辺を中心拠点において、（都）南国駅前線、（都）高知南国線の街路整備のほか、JR後免駅前広場やまちなか歩きルート上の情報板、ポケットパークの整備を実施します。また、今後も国の支援事業等の導入を必要に応じて検討します。

#### ④その他の整備

都市機能誘導区域内において、国の財政上、金融上、税制上の支援措置や、市が国の支援を受けて行う施策を、今後、誘導施設の立地動向を見定めつつ適切な時期に活用します。

本市が独自に検討する施策として、今後の誘導施設の立地動向を見定めつつ、市は独自に、「用地の土地利用規制の緩和」、「円滑な事業への支援策」、「行政手続きの簡素化・円滑化などの支援策」を必要に応じて検討します。

また、（都）南国駅前線、（都）高知南国線の整備にあわせて沿道等において、用途地域等の見直しを必要に応じて検討するとともに、南国市空き家等対策計画の結果や南国市空き家バンク制度、南国市中心市街地活性化事業を活用し、空き地・空き店舗の活用や低・未利用地等の土地の高度利用等を促進し、民間活力による商業・余暇施設等の多様な生活サービス施設の立地誘導に努め、魅力を感じる賑わい空間の創出を図ります。

## 2) 南国市役所周辺等の居住誘導区域における整備方策

#### ①南国市立地適正化計画に基づく「届出」制の活用による居住の緩やかな誘導

一定規模以上の住宅地開発や住宅建設等に対しては、南国市役所周辺、緑ヶ丘周辺の居住誘導区域の外での建設等について届出が義務づけられており、この届出制を活用して動向を把握するとともに居住誘導区域への居住を緩やかに誘導します。

#### ②国の支援を受けて取り組む都市機能の整備

都市再構築戦略事業等により（都）南国駅前線、（都）高知南国線の街路整備のほか、JR後免駅前広場やまちなか歩きルート上の情報板、ポケットパークの整備事業を実施し、良質な住まいづくりを図ります。

また、都市再構築戦略事業により教育文化施設（図書館）の移転整備、まちおこしセン

ター、地域交流センターの整備事業を実施し、魅力ある市街地環境づくりを図ります。また、今後も国の支援事業等の導入を必要に応じて検討します。

### ③その他の整備

居住誘導区域内において、国の財政上、金融上、税制上の支援措置や、市が国の支援を受けて行う施策（各種事業）を、今後、居住動向を見定めつつ適切な時期に活用することとします。

本市が独自に検討する施策として、子育て世代や若者等の転入・転居が行われている現状を踏まえ、今後もこの動向が継続するよう、また子育て世代や若者等が住み続けることができるよう、子育て環境の保全、充実を目指し、「保育施設等の充実」、「教育施設の充実」を長期的な観点から検討します。

また、良質な住まいづくりを目指し、今後の住宅・住宅地の立地動向を見定めつつ、「住宅地供給に資する円滑な事業化への支援策」、「住宅建設事業に向けての行政手続きの簡素化・円滑化などの支援策」を長期的な観点から検討します。また、南国市空き家等対策計画の結果や南国市空き家バンク制度等を活用し、空き地・空き家の活用や低・未利用地等の土地の高度利用等を促進し、民間活力により良質な住宅・住宅地の供給に努めます。

## 3) 地域公共交通網の形成施策

南国市地域公共交通網形成計画において、下記の基本方針、目標、事業を定めており、これらの実現化に取り組みます。

表 基本方針及び目標と具体的事業の体系

基本方針	目標	事業内容	
1 地域を支える利便性が高く持続可能な公共交通	1 社会の変化に応じた公共交通ネットワークの構築	事業①	収支率・乗車密度を踏まえた路線の見直し
		事業②	交通モードの変更
		事業③	重複区間におけるダイヤや運行形態の見直し
		事業④	交通結節点における乗継改善
	2 交通空白地域における移動手段の確保	事業①	中心拠点及び地域拠点と集落を結ぶ最適な交通手段の検討
	2 まちづくりと連携し、地域の魅力や活力を高め、ひとの交流を促す公共交通	1 中心拠点や地域拠点への公共交通による来訪促進	事業①
事業②			交通結節点の連携強化及び整備
事業③			広域的な高速交通体系の活用
2 観光客に対する情報提供とサービス向上		事業①	観光客への情報提供
		事業②	観光地へのアクセス改善
		事業③	観光客への情報提供
3 地域との連携による公共交通の利用促進	1 公共交通に対する認知度向上と理解促進	事業①	公共交通に関する情報発信
		事業②	地域との積極的な対話の実施
	2 公共交通利用促進策の推進	事業①	地域と協働で取り組む公共交通利用促進
		事業②	公共交通の運行見直し手順の作成

## (2) 集落環境の向上に向けた方策

集落が位置する市街化調整区域は、「市街化を抑制すべき区域とする。」と定められ、優良農地、豊かな自然環境の保全とともに、市街地や都市機能の無秩序な拡大を抑制することが求められています。このことから、市街化につながるおそれがある開発行為や建築行為は制限（不許可）されています。

しかし、本市では人口の半数以上が市街化調整区域に居住し、人口減少が続いて地域コミュニティ機能の維持が危惧されています。また、集落において狭あい道路や公園・広場の不足、空き家や空き地・未利用地の発生等の課題があります。

一方、都市計画法第34条により“市街化調整区域における開発許可の基準”が定められ、この基準に適合する開発行為等は許可されます。このことから、集落環境の向上に資する方策として、この“市街化調整区域における開発許可の基準”を適正に運用することが考えられます。

これらのことを踏まえ、集落環境の向上に向けた方策として、優良な農地等や森林の保全など、農林漁業との健全な調和を図った上で、地域住民が主体となった“1) 空き家の有効活用”、“2) 集落拠点周辺エリア等における開発許可基準の運用”、“3) その他”の3つの方策に取り組みます。

### 1) 空き家の有効活用

空き家の有効活用は、新たな開発行為、建築行為を伴わず、既存のストックを活用した方策です。

南国市空き家等対策計画の活用や南国市空き家バンク制度の充実など空き家の情報提供や利用システムを充実し、本市へのU I Jターンを希望する人や南海トラフ地震対策として住居移転を希望する人等を対象に、賃貸や売買を希望する空き家の活用を促進し、一定の人口を確保して地域コミュニティ機能の維持に努めます。

また、既に実施している空き家活用促進事業費の活用を今後も検討し、市が空き家を借り上げ、改修して市営住宅として移住者等へ貸し出しすることにより地域の活性化に努めます。

### 2) 集落拠点周辺エリア等における開発許可基準の運用

市街化調整区域における開発行為等は、都市計画法により下表「市街化調整区域における開発許可の基準【概要】」に整理している要件に該当することが許可基準となっています。

2018（平成30）年4月に、高知県から南国市へ、都市計画法に基づく開発許可等の権限が移譲されました。これに伴い、本市は南国市独自の市街化調整区域の許可の基準を定める条例（南国市都市計画法施行条例）に、次のような新しい許可基準を追加し、本市の地域特性に応じたまちづくりに対応するための基準を設けています。



## 【追加した住宅に関する主な許可の基準】

- ・ 条例で定めた集落拠点周辺エリア（概ね、本計画で定める「集落定住エリア」）にある既存の宅地、雑種地（不動産登記法上の地目が2017（平成29）年1月1日時点において宅地、雑種地であること）に住宅が建てやすくなりました。（第13条第9号）
- ・ 空き家や持ち家など合法的な住宅であれば、第三者が所有し居住するための用途変更の許可が下りやすくなりました。（第13条第11号）

今後、この開発許可基準を適正に運用するとともに、集落の幹線的な道路のうち狭い道路については、地域住民の要請や関係権利者等からの用地提供など、地域住民との協働により拡幅整備を必要に応じて検討します。

また、既存集落においてスプロールの防止やゆとりある居住環境の形成等を目的とする秩序あるまちづくり計画について、高知県の「市街化調整区域における地区計画の策定の指針について」との整合性を確認した上で地区計画又は集落地区計画を検討し、その地区計画又は集落地区計画を定めた場合、この計画内容に適合する建築物等を建築する開発行為が許可されます。

《市街化調整区域における開発許可の基準【概要】》  
（都市計画法第34条）

第1号	学校、社会福祉施設、医療施設等の公益施設、及び日常生活に必要な物品の販売、加工修理の店舗等
第2号	鉱物資源、観光資源等の有効な利用に必要な建築物等
第3号	温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする法令で定める事業の用に供する建築物等
第4号	農林業用施設、農林水産物の処理、貯蔵、加工に必要な建築物等
第5号	「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」に係る所有権移転等促進計画に適合する一定の開発計画
第6号	中小企業の共同化、集団化のための建築物等
第7号	既存工場と密接な関連を有する建築物等
第8号	危険物の貯蔵、処理に供する建築物等
第9号	沿道サービス施設等の建築物
第10号	地区計画、集落地区計画に定められた建築物等
第11号	条例で指定する地域内で行う開発行為（市街化区域に隣接又は近接し、50以上の建築物が連たんしている地域のうち、条例で指定する地域）
第12号	条例で目的又は予定建築物の用途を限り定めたもの
第13号	既存権利者の自己用建築物等の用に供する開発行為
第14号	前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が開発審査会の議を経て許可するもの

※表中の要件に該当する開発行為が許可されます。

《南国市都市計画法施行条例第13条【概要】》

第1号	分家住宅
第2号	線引き前宅地
第3号	収用代替
第4号	用途の変更を伴わない既存建築物の増改築
第5号	地区集会所等
第6号	大規模指定集落の自己用住宅
第7号	大規模指定集落の業務用建築物
第8号	災害危険区域等に存する建築物の移転
第9号	集落拠点周辺エリアの住宅
第10号	集落拠点周辺エリアの業務用建築物
第11号	既存の建築物の用途変更

### 3) その他

上記以外に、南国市長は高知県開発審査会の議を経て、「市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認める開発行為」について、開発許可基準を適正に運用して許可します。

### (3) 産業立地の誘導に向けた方策

市街化調整区域において、新たな都市的土地利用（住宅・商業・工業用地等）のうち、住宅地以外で流通業務施設等の都市活動に利用すべきものについては、周辺の土地利用との調和を図りつつ、一定水準の市街地形成を確保するため、例えば地区計画などを活用し、誘導・支援を図ることが考えられます。

このことを踏まえ、「産業立地検討エリア」、「産業立地検討幹線道路」沿道、「産学連携・研究学園検討エリア」の適地において、民間等から産業立地の要請があり、その立地の適合性と実現性が確認でき、かつ農林業との調整が整っている場合において、地域住民との合意形成を前提として「地区計画」の都市計画決定を検討します。ただし、高知県の「市街化調整区域における地区計画の策定の指針について」に関する協議が必要となります。

この「地区計画」に基づき、この「地区計画」が定める内容に適合する産業団地等（土地利用、施設等）の開発行為、建築行為については、その実施を検討します。

### (4) 都市施設整備に向けた方策

#### 1) 道路

幹線道路において、(都) 南国駅前線、(都) 高知南国線を都市再構築戦略事業等により整備を図るとともに、その他の都市計画道路についても社会資本整備総合交付金事業等の国の支援事業を活用して整備を推進します。また、国道、県道等については関係機関に整備を要請するとともに、隣接都市に対しても関連する幹線道路の整備を働きかけます。

生活道路のうち狭あい道路は、国の支援事業である狭あい道路整備等促進事業等を活用し、地域住民の要請や民間からの用地提供など、地域住民との協働により拡幅整備を今後も必要に応じて検討します。

#### 2) 公園・広場

都市計画公園である南国中央公園は、長期的な観点に立って整備方針を明確化し、社会資本整備総合交付金事業等の国の支援事業を活用して計画的な整備に努めます。

市街地内の街区公園等は、篠原土地区画整理事業等の面的な開発事業にあわせて整備に努めます。

また、空き地や空き家等を活用したまちなか広場の整備方策を検討し、長期的な視点に立って地域住民との協働によりまちなか広場の整備に努めます。

#### 3) 下水道

浦戸湾東部流域下水道関連南国処理区、十市地区下水道の公共下水道事業計画区域において公共下水道の整備事業を推進します。

また、新川、篠原、明見西排水区の大雨等による浸水解消を目指し、計画的な整備に取り組みます。

下水道事業計画区域及び農業集落排水事業区域以外の地域においては、住宅用浄化槽の設置費用の一部を補助し、合併処理浄化槽の設置を促進します。

## (5) 「自助」「共助」「公助」による防災対策

東日本大震災において、自助、共助及び公助がうまく連携しないと大規模広域災害直後の防災対策がうまく働かないことが強く認識されました。

この教訓を踏まえ、まずは自分自身で身を守る「自助」、その上で地域コミュニティで助け合う「共助」、そして行政が実施する「公助」による防災対策に取り組みます。

### 1) 自助

「自助」とは、“自らの命は自らが守る”ことで、市民が日頃からの備えや防災情報を理解することが大切になります。

市は、自助力の向上を啓発するため、津波ハザードマップなどの各種ハザードマップ等により災害発生状況の予測、緊急避難場所や防災グッズ等の情報を提供しています。

地震対策として、南国市住宅等耐震改修補助金や家具転倒予防器具等取付事業を引き続き実施します。

また、避難に対する市民の意識の向上を図るため、災害ごとの避難勧告等の基準を明確にするとともに、避難勧告等の発令基準や発令した際の情報伝達の文言等のマニュアル化を図ります。

### 2) 共助

「共助」とは、“災害時に近隣が助け合って地域の人々を守る”ことで、地域の自主防災組織の充実等が求められます。

市は、「共助」の観点から、自主防災組織の結成の支援や若い世代のリーダー育成を促進します。また、主体的に迅速な避難行動を起こすことができるよう各自主防災組織が実施する防災訓練や防災学習への積極的な支援を図ります。

### 3) 公助

南海トラフ地震対策として、沿岸部では津波から概ね5分で避難可能となる緊急避難場所（津波避難タワー等）の整備は一定終了しました。今後は地域津波避難計画に基づき、緊急避難場所への迅速かつ安全な避難が可能となるよう避難路・誘導看板等の整備を図ります。

国や県などの関係機関と連携し、治山・治水等の対策を促進します。

また、南国市役所等の防災拠点、救援物資等の集積拠点、災害医療拠点の防災機能の充実や、災害時におけるライフライン関係施設の確保を促進します。

さらに、災害発生時における業務を継続するための業務継続計画の確認・検証を行うとともに、災害発生後からの復旧、復興に向けての対応について、国や県をはじめ、関係機関との協議を進め、「応急復旧」「復旧」「復興」の計画づくりの策定に取り組みます。

## (6) 都市環境・景観づくりのための規制・誘導方策

本市の都市計画区域（市街地ゾーン・田園ゾーン）は高知広域都市計画区域マスター

プランに基づき、市街化区域と市街化調整区域とに区域区分が定められています。

市街化区域においては1) 中心市街地や周辺の環境づくり、市街化調整区域においては2) 環境保全を図るとともに、3) 都市景観の形成を検討します。

これらにより、本市の良好な市街地環境、集落環境、農業環境、自然環境の保全、形成を促進し、市民との協働により、郷土で受け継がれた自然・歴史・文化資源の保全と活用を促進します。

### 1) 市街化区域・中心市街地の環境づくり

市街化区域では、南国市役所周辺の中心拠点において都市再構築戦略事業等を活用しつつ賑わいを感じる道路空間・広場の景観や沿道の魅力、愛着を感じるまちなみ景観の形成に努めます。

また、中心拠点周辺においては、用途地域を基本として地区計画や建築協定等の適用を検討し、良好な市街地環境の形成等に努めます。

### 2) 市街化調整区域における環境保全

市街化調整区域では、市街化調整区域における開発許可の基準や農地法、森林法等を適正に運用し、優良農地や豊かな自然環境、固有の歴史・文化環境の保全と活用に努めます。

### 3) 都市景観の形成

上記の環境づくりや環境保全を基本として景観法に基づく景観計画の策定を検討し、景観計画区域、景観の形成方針等を定めるとともに、景観地区（市街地の良好な景観の形成を図る地区）、景観重要建造物・樹木の指定や、住民合意による景観協定等の適用を検討します。

## 6-3 都市計画マスタープランの見直し

南国市都市計画マスタープランは2038(令和20)年を目標年次とする長期的な計画です。

このことから、今後のまちづくりにおいては、社会経済情勢や本市及び地域を取り巻く環境の変化等に的確に対応しながら、各種の施策や事業を的確に実施していくことが重要となります。

このことを踏まえ、まちづくりを進めていく上においては、本市や地域の実状や施策・事業の成果進捗状況を把握するとともに、本市の総合計画や高知広域都市計画区域マスタープラン等との整合を確認しつつ、本計画の評価・検証を適宜に実施し、市民等の意見を聴きながら必要な見直しを行います。